



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 17 日 (金)
第 8084 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護支援事業及び介護予防事業の廃止 (276) (福祉保健課) 2 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (277) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (278) (〃) 3 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (279) (水産課) 3 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (280) (会計指導課) 4 森林病虫害の駆除命令 (281) (中部総合事務所農林局) 4 土地改良事業の工事の完了 (282) (〃) 5 土地改良区の役員の就任 (283) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (11) 5 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (12) 6 個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (13) 6
◇ 教委告示	鳥取県指定無形民俗文化財の指定の解除 (6) (文化財課) 7 鳥取県指定史跡及び鳥取県指定名勝の指定の解除 (7) (〃) 7
◇ 海区魚調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 8
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (教育委員会家庭・地域教育課) 8 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 9
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) 10
◇ 正 誤	平成 21 年 3 月 27 日付鳥取県条例第 35 号中訂正 10

告 示

鳥取県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
智頭町長 寺谷 誠一郎	八頭郡智頭町大字 智頭2072	智頭デイサービスセンター	八頭郡智頭町大字 智頭1875	平成21年3月31 日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑	〃	〃
大山町長 山口 隆之	西伯郡大山町御来 屋328	大山町国民健康保険大山口 診療所	西伯郡大山町末長 290-7	平成21年4月1 日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
智頭町長 寺谷 誠一郎	八頭郡智頭町大字 智頭2072	智頭デイサービスセンター 介護予防通所介護事業所	八頭郡智頭町大字 智頭1875	平成21年3月31 日
〃	〃	智頭町立智頭心和苑介護予 防短期入所生活介護事業所	〃	〃
大山町長 山口 隆之	西伯郡大山町御来 屋328	大山町国民健康保険大山口 診療所	西伯郡大山町末長 290-7	平成21年4月1 日

鳥取県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
大山町長	西伯郡大山町御来屋 328	大山町国民健康保険 大山口診療所	西伯郡大山町末長 483-3	平成21年4月1 日

鳥取県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	デイサービスセンター マグノリア	倉吉市上井町一丁目2-1	認知症対応型通所介護	平成21年3月1日
〃	〃	グループホーム マグノリア デイサービスすみれ	〃	〃	〃
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス 木守舎	鳥取市行徳二丁目429	〃	平成21年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	グループホーム マグノリア デイサービスすみれ	倉吉市上井町一丁目2-1	介護予防認知症対応型通所介護	平成21年3月1日
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス 木守舎	鳥取市行徳二丁目429	〃	平成21年4月1日
大山町長	西伯郡大山町 御来屋328	大山町国民健康保険 大山口診療所	西伯郡大山町末長483-3	介護予防訪問リハビリテーション	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社 メディコー プとっとり	鳥取市末広温泉町566	株式会社 メディコー プとっとり 居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年4月1日

4 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
鳥取市長	鳥取市尚徳町116	鳥取こやま地域包括支援センター	鳥取市湖山町西一丁目512	平成21年4月1日

鳥取県告示第279号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中山加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第280号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成21年3月31日	米子市糺町一丁目160	鳥取県職員連合労働組合西部支部

鳥取県告示第281号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成21年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに

提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室及び中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備えて置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第282号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業北条砂丘中北条地区農業用排水及び暗きょ排水	平成21年3月16日

鳥取県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

就任した役員の氏名及び住所
理事 赤井 頼 光 西伯郡南部町朝金503
平成21年3月28日就任 任期 平成22年1月26日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに米子市選挙区、東伯郡選挙区及び西伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,782
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,178
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 40,113

東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 16,679
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 12,755

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳1880	医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳1880
医療法人厚生会 米子中海病院		医療法人厚生会 米子中海病院	米子市彦名町1250
略		略	
<u>岡山大学病院三朝 医療センター</u>	東伯郡三朝町大字山 田827	<u>岡山大学医学 部・歯学部附属 病院三朝医療セ ンター</u>	東伯郡三朝町大字山 田827
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
有料老人ホームい ずみの苑	〃	有料老人ホームい ずみの苑	〃
軽費老人ホーム福 原荘	米子市皆生温泉四丁目17 - 2		
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町用瀬4区集会所	鳥取市用瀬町用瀬859-3
鳥取市用瀬町上土居集会所	鳥取市用瀬町赤波632

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第6号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第26条第4項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第6項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体	解 除 年 月 日
三朝の大綱引き	東伯郡三朝町三朝	三朝区ジンショ保存会	平成21年3月11日

鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡及び鳥取県指定名勝の指定が解除されたので、同条第3項の規定において準用する同条例第5条第4項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

史跡の部

名 称	所 在 地	解 除 年 月 日
若桜鬼ヶ城跡	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519-1、1520-1、1521、1522、1523、1523-1、1524、1525、1526、1527、1527-1、1528、1529-1、1529-2、1529-3、1530、1531及び1531-1並びに同町大字三倉字八兵衛谷1622-38、1623-1、1623-2及び1623-3並びに同大字字奥城ノ谷1621-1	平成20年3月28日

名勝の部

名 称	所 在 地	解 除 年 月 日
深田氏庭園	米子市車尾471	平成12年12月20日

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年4月17日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成21年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成21年4月17日付鳥漁調第1号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

公の施設の名 称	指定管理者の名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立生涯 学習センター	財団法人鳥取県 教育文化財団	主たる事務所の 所在地	鳥取市国府町 宮下1260	鳥取市源太12	平成21年4月1 日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年4月17日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成21年5月8日 午前10時から午後 4時まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成21年5月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習		平成21年5月27日 午前10時から午後 4時まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部1階第2会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成21年3月26日
4 落札者の名称及び所在地	住友電工システムソリューション株式会社大阪事業所 大阪府大阪市此花区西島五丁目5-23
5 落 札 金 額	53,550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成21年2月10日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271

正 誤

平成21年3月27日公布の鳥取県条例第35号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 58

行 下から15

誤 （平成21年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成21年法律第9号。以下「改正法」という。）